障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会との協議日程表

日時:平成30年12月17日(月)10時00分~正午 場所:中央区役所703-704会議室

項目数

	項目	回答局	回答P
<教育>1	障害のある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政 の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	1
<教育>2	急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別にみあった、学級設置及び教職員配置等を行ってください。	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	2
<教育>2①	障害種別による学級設置を遵守してください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	3
<教育>2②	1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市の独 自基準を策定してください。	教育委員会事務局 総務部 学事課 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	4
<教育>3	「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。		5
<教育>4②	特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数(35人・40人)を超えることがないように学級編制をしてください。	教育委員会事務局 総務部 学事課	7
<教育>5③	大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望 してください。特に、西大阪地域に、知的障害支援学校を新 設してください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	10
<教育>6①	中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。 ①中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ 生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するた め、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	12
<教育>8①	医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	16
<教育>8②	校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護士の 配置や移動手段にかかる予算措置等を大阪市の責任で 行ってください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	17
<教育>9	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚 士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	18
<教育>12	相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コー ディネーターを専任で配置してください。	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	26
<放課後保障> 16①	徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるよう国に働きかけるとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	33
<放課後保障> 16②	利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするよう国に働きかけてください。区分導入への各区の対応の実態を把握し、報酬の減額により子どもたちへの支援の低下につながることのないよう、問題を系統的に把握してその改善を国に働きかけてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	34
<放課後保障> 16③	保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、市としても対策を講じてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	35
<放課後保障> 16④	王たる対象が「里症心身障害児」の放課後等テイサービス事業所では、事業所内の配置に加え、看護師や指導員の添乗が必要なため、専門職の確保が困難であり経済的負担も深刻です。人員配置の緩和を国に働きかけてくださ	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	36

学校と事業所の連携を図るため、学校(支援学校・校区の <放課後保障> 学校など)から事業者に行事予定表等を配布したり、支援 内容を共有するための会議等への参加を保障するなどの 手立てを講じるよう、各校を指導してください。

福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

37